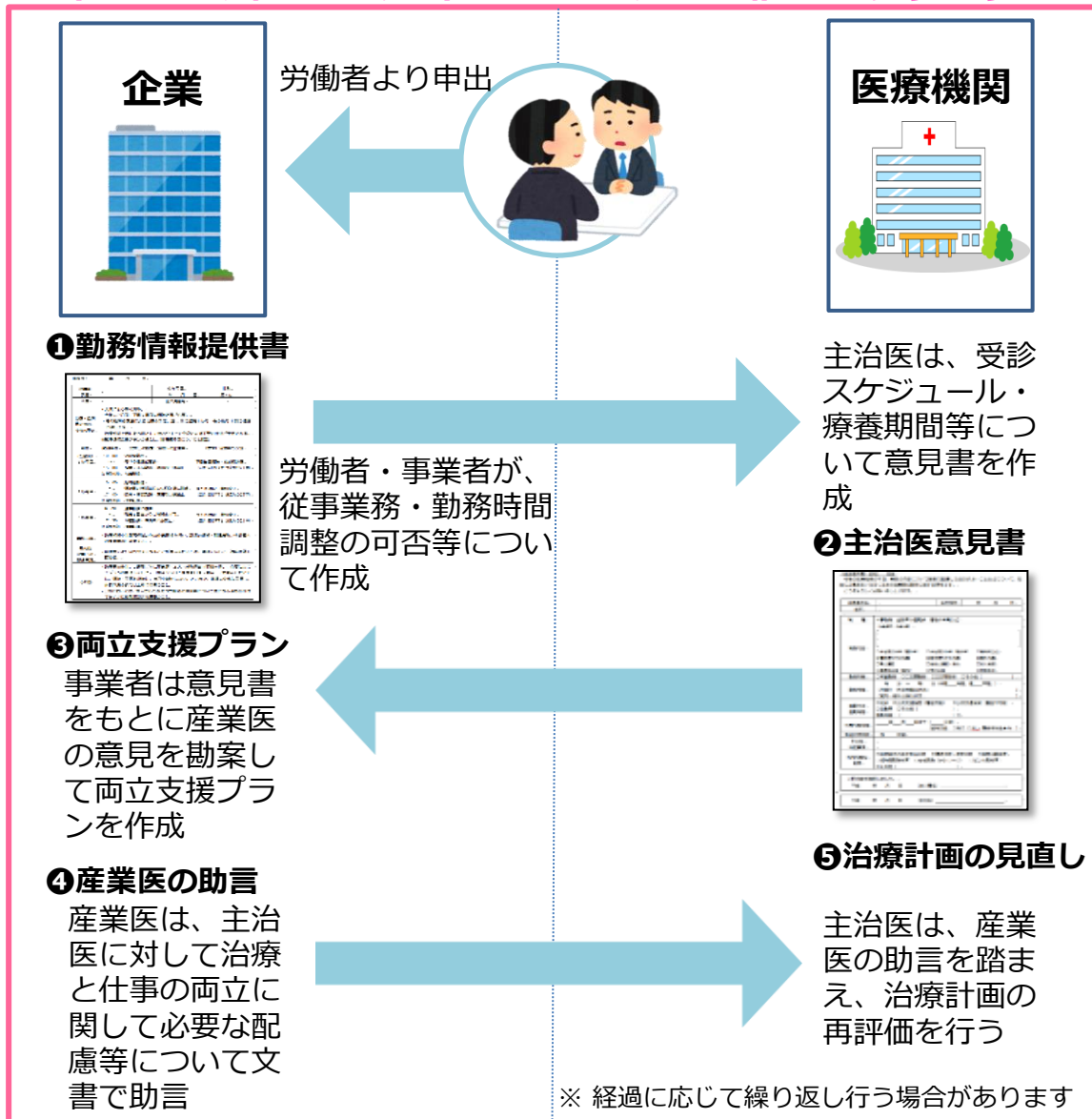


# 治療と仕事の両立支援とは

病気になったときに働きながら治療できるよう、休暇・勤務制度を整備し、企業と医療機関が情報交換して、労働者本人の症状や業務内容に応じた支援をすること。

働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）において、「病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みを整え、病を患った方々が、生きがいを感じながら働ける社会を目指す」こととされています。

## 企業・医療機関における両立支援のための情報のやりとり概要



## 助成金が活用できます(支給には要件があります)

### 障害者雇用安定助成金（障害や傷病治療と仕事の両立支援コース）

- 環境整備助成 両立支援制度を導入し、かつ、両立支援コーディネーターを社内に配置した事業者に対して20万円助成等
- 制度活用助成 両立支援コーディネーターを活用して社内制度を運用し、就業上の措置を行った事業者に対して20万円助成等

問い合わせ先 ハローワーク助成金デスク

神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国際ビル5F  
078-221-5440

# 企業における具体的な取組方法等について

厚生労働省では、疾病を抱える労働者が、職場において適切な就業上の措置や治療に対する配慮が行われるよう、企業における治療と仕事の両立支援の具体的な取組の進め方等をまとめた「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を作成しています（平成28年2月公表）。

また、以下の参考資料を作成しています。

- ・疾患別留意事項（がん、脳卒中、肝疾患、難病 ※平成30年3月時点）
- ・企業・医療機関連携マニュアル（平成30年3月公表）

## 治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン概要

### 両立支援を行うための環境整備（実施前の準備事項）

- 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- 研修等による両立支援に関する意識啓発
- 相談窓口の明確化等
- 休暇・勤務制度の整備
  - 【休暇制度】時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇等
  - 【勤務制度】短時間勤務制度、テレワーク、時差出勤制度、試し出勤制度等
- 労働者から支援を求める申出があった場合の対応手順、関係者の役割の整理

### 個別の両立支援の進め方

- 両立支援を必要とする労働者からの申出
- 企業と医療機関との情報のやりとり  
ガイドラインの様式例を活用できます
- 職場における両立支援の検討と実施  
事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者本人と十分に話合った上で、就業継続の可否、具体的な措置（作業転換等）や配慮（通院時間の確保等）の内容を決定・実施

※厚生労働省ホームページでは、具体的な両立支援の取組方法等についてまとめた「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を掲載しています。



治療と職業生活の両立 厚生労働省

検索

## 課題解決のための支援を無料で行っています

- 治療と仕事の両立支援セミナーの開催
- 治療と仕事の両立支援に取り組む企業への制度導入を支援
- 個別の労働者（患者）に係る相談、調整、両立支援プランの作成の支援

問い合わせ先 兵庫産業保健総合支援センター  
神戸市中央区御幸通6-1-20ジ イックスアセントビル8F  
078-230-0283